

所得税の確定申告は 正しくお早めに

栃木税務署からの
お知らせです

平成20年分所得税の確定申告期間は、2月16日(月)から3月16日(月)までです。
(還付申告の方は、2月15日(日)以前でも申告書を提出することができます。)

税務署の閉庁日(土・日・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書の提出は、郵便もしくは信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

確定申告等の提出書類は、ご自分で正しく作成していただくこととしておりますのでご理解とご協力をお願いします。



所得税還付申告書作成説明会のご案内

栃木税務署では、給与所得者(1か所)で医療費控除の申告をされる方・年金所得のみの申告をされる方を対象にした所得税の還付申告書の作成説明会を開催します。

会場では、申告書の作成方法の説明を聞きながらその場で申告書を作成し、提出することができるため、税務署へ出向く手間が省け、大変便利です。必要なものをご持参のうえ、説明会開始時間までにご来場ください。

なお、説明会開始時間までにご来場いただけない場合は、説明が受けられませんので、あらかじめご承知おき願います。

●説明会日程

説明会	日 程	説明会開始時間	会 場
医療費控除 (給与所得者対象)	1月29日(木)	午前9時30分(受付9時~) 午後1時30分(受付1時~)	小山市中央公民館 (第1研修室及び視聴覚室)
	1月30日(金)		
年金受給者	2月 5日(木)		
	2月 6日(金)		

説明会の座席数は150人程度、説明時間は約2時間程度です。

●お持ちいただくもの(当日必ず準備してください)

◆給与所得者(1か所)で医療費控除の申告をされる方

平成20年分の「給与所得の源泉徴収票」(コピーは不可)ただし、年末調整が済んでいる方
平成20年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」
印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)
還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)

◆年金所得の申告をされる方

平成20年分の「公的年金等の源泉徴収票」(コピーは不可)
社会保険料の支払金額がわかる書類
生命保険料及び地震保険料等(地震保険料及び旧長期損害保険料)の支払(控除)証明書
印鑑・ボールペン及び計算器具(電卓等)
還付金を受け取る申告者名義の預貯金で口座番号等のわかるもの(申告者名義の通帳等)
医療費控除をあわせて受ける方は、平成20年中に支払った「医療費の領収書」、補てん金がある場合は「補てん金額のわかるもの」
医療費控除の対象となる医療費の領収書の金額を集計の上、持参してください。